

広島ガス・発電余剰電力買取規約 2023.2

1.目的

本規約は、広島ガス株式会社(以下「当社」といいます。)による家庭用燃料電池コージェネレーションシステム「エネファーム type S」(以下「エネファーム type S」といいます。)の発電余剰電力の買取の条件および手続きを定めることを目的といたします。

2.用語の定義

- (1) エネファームとは、ガスを一次エネルギーとして電気化学反応により発電を行うとともに、その際に発生する熱を利用する家庭用の熱電併給システムで、定格発電出力(機器容量)が5kW未満のものを言います。
- (2) 「発電余剰電力」とは、エネファーム type Sの発電電力のうち、当該エネファーム type Sを設置されたお客さまが自ら消費する電力を上回った電力のことを言います。
- (3) 「買電」とは、当社がお客さまから買い取った発電余剰電力のことを言います。

3.適用条件

当社が、お客さまの発電余剰電力を買い取るには、次の適用条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 当社と都市ガス使用契約を締結のうえ、エネファーム type Sを家庭用の専用住宅または併用住宅で使用されるお客さまで、発電余剰電力買取にお申し込みいただくこと。
- (2) 別表1に定める「発電余剰電力買取 対象機種一覧表」に記載されている機種をお申し込み時点で設置済みであること、またはお申し込み日から起算して6か月以内に設置すること。
- (3) エネファーム type Sからの発電余剰電力のみを、送配電事業者が設置する電力量計で計量できること。すなわち、他の電力供給設備からの供給電力が当該電力量計の計量値に含まれないこと。
- (4) 買電する場所において、太陽光発電設備を併設していないこと。

4.当社へのお申し込み

- (1) 発電余剰電力買取の契約をご希望されるお客さまは、本規約をご承諾いただいた上で、当社所定の様式により当社にお申し込みいただきます。また、あわせて送配電事業者に提出する系統連系手続きおよび発電量調整供給に関する書類作成にご協力いただきます。
- (2) 当社はお客さまが3.に定める適用条件をすべて満たしていると判断した場合に、(1)のお申し込みを承諾します。
- (3) 当社は(1)のお申し込みの承諾に先立って、送配電事業者に対し、発電量調整供給に関する申請を行います。申請にあたり、お客さまは、お客さまの情報を提供することをご承諾いただいたものとします。
- (4) 当社は送配電事業者との協議結果をもとに余剰電力の買取開始可能日を定めます。当該買取開始可能日以降に、発電余剰電力買取の実施に必要なエネファーム type Sの設定を行います。
- (5) 発電余剰電力買取の実施に際し、エネファーム type Sの設定に係る費用が別途発生する場合、配線工事等の別途工事を行う場合、および、送配電事業者より費用を請求される場合等の当該費用はお客さまにご負担いただきます。
- (6) 当社は、お申し込みを頂いた日が、過去の発電余剰電力買取の契約を解除した日から1年に満たない場合には、そのお申し込みを承諾しないことがあります。
- (7) (1)~(6)の定めにかかわらず、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等、その他やむを得ない理由等により、当社は発電余剰電力買取の新規申し込みを休止もしくは中止、または発電余剰電力買取サービスを廃止することがあります。

5.契約期間

- (1) 発電余剰電力買取の契約は4.(2)に基づき当社がお申し込みを承諾し、エネファーム type Sの設定完了により発電余剰電力の買取を開始した日(以下、「買取開始日」といいます。)をもって契約成立日とします。
- (2) 契約期間は契約成立日から1年間とします。なお、契約期間満了日の3か月前までにお客さまもしくは当社からの申し出がない場合は、自動的にさらに1年間延長されるものとし、以降も同様としますが、(1)に定める最初の契約成立日から10年間を限度とします。ただし、お客さまは、当該10年間の経過後に、当社との間で発電余剰電力買取に係る新たな契約を改めて締結できるものとします。

6.買電額の計量・算定

- (1) 買電額は送配電事業者が行う検針により確定するものとし、検針値は当社が送配電事業者から入手するものとします。
- (2) 買電額は送配電事業者が計量する毎月の買電量を基に、当該月の「買取単価×買電量」により算定するものとします。なお、毎月の買電額の単位は1円とし、その端数は切り上げます。
- (3) 買取単価は、別表2に定める「発電余剰電力買取 買取単価表」に従うものとします。
- (4) 買電量の算定期間は原則として、送配電事業者の前月の検針日から当月の検針日の前日までとし、単価調整額の適用月は検針日を含む月と同一とします。
- (5) お客さまと小売電気事業者との契約が未締結など、当社の責めによらない事由により送配電事業者より検針値の提供がされない場合等においては、買電額が算定できないため0円として取り扱います。

7.買電額の入金

- (1) 当社は、契約期間における送配電事業者が行う毎年4月から翌年3月までの検針(この契約期間内に買取開始日を含む月が含まれる場合は、当該買取開始日以降の最初の検針から翌年3月までとし、最初の検針が3月である場合は3月のみとします。また本契約の終了日が含まれる場合は、当該契約終了日以降の最初の検針までとします。)により確定した買電額をまとめて、翌年の6月末日までにお客さま指定の振込先口座へ入金してお

支払いいたします。なお、送配電事業者の初回検針が買取開始月の翌月となる場合は、買電量の算定も翌月からとなります。

- (2) 買電額のお支払いは金融機関への口座振込のみによるものとします。
- (3) お客さま都合による入金回数並びに入金時期の変更はできません。ただし、振込先口座の変更は可能です。
- (4) 買電量および買電額については、年1回、買電額を入金させていただく際にお知らせします。また、毎月の買電量および買電額につきましては、当社Webサイトを通じて確認いただけます。当社にご連絡いただければ口頭でもお知らせします。その他の対応はいたしません。
- (5) 当社と都市ガス使用契約を締結し、その料金をお支払期限内にお支払いいただけなかった場合、ガス料金のお支払いがなされるまで、買電額のお支払いを保留させていただく場合があります。

8.設置確認等

- (1) 当社は、お客さまのエネファーム type S等の設置の有無および使用状況を確認させていただく場合があります。この場合には、お客さまには、正当な事由がない限り、当社によるお客さまの敷地および住宅への立入り承諾していただきます。
- (2) 発電余剰電力買取の実施に必要なエネファーム type Sの設定は当社にて実施します。お客さま自身で設定することはできません。
- (3) 買電額の振込先口座、お客さまの情報に変更がある場合は、すみやかに当社までご連絡ください。
- (4) エネファーム type Sを撤去する場合、再生可能エネルギーの固定買取制度の対象となる発電設備を併設し、その再生可能エネルギーの固定買取制度の対象となる発電設備からの供給電力のみが計量できる電力量計が送配電事業者により別途設置されない場合等、3.に定める適用条件を満たさなくなる変更の場合は、必ず当該変更前に当社に連絡していただきます。その際、必要な手続きがある場合は、別途お客さまに連絡させていただきます。

9.買取の停止

- (1) 次のいずれかに該当する場合、当社は発電余剰電力の買取を一時的に停止することができます。
 - [1] お客さまがご契約されている小売電気事業者への債務不履行により、電気の供給が停止された場合。
 - [2] お客さまがご契約されている当社への債務不履行により、都市ガスの供給が停止された場合。
 - [3] 送配電事業者の都合により、電気の供給が制限または停止された場合。
 - [4] お客さまが送配電事業者が定める託送供給約款における発電者に係る事項を遵守せず、発電量調整供給を停止された場合。
 - [5] エネルギー価格の高騰等、一時的な事業環境の変化等を理由に、やむを得ず、当社が発電余剰電力の買取を一時的に停止させていただけるを得ないと判断した場合。
- (2) 買取の停止にあたり、当社はお客さまのエネファーム type Sにおいて、買取を停止するための適当な設定変更等を実施することができるものとし、必要に応じてお客さまにはこれにご協力いただきます。
- (3) 買取の停止は、(1)[1]~[4]に該当する場合、当該事項が判明した時点ですみやかに実施します。また、(1)[5]に該当する場合、書面にて買取停止の3か月前までにお知らせします。

10.契約の解除

- (1) お客さまは任意に発電余剰電力買取の契約を解除することができるものとします。
- (2) 次のいずれかに該当する場合、当社は発電余剰電力買取の契約を解除することができるものとします。
 - [1] お客さまが3.に定める適用条件のいずれかを満たせなくなった場合。
 - [2] お客さまが本規約についての重大な違反を行った場合または当社に虚偽の申請を行った場合。
 - [3] その他、当社が不適切と判断する行為をお客さまが行われた場合。
 - [4] 発電余剰電力買取の停止期間の長期化、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、やむを得ず、当社が発電余剰電力買取に係る契約を解除させていただけるを得ないと判断した場合。
- (3) 発電余剰電力買取の契約を解除するにあたり、(1)に示す場合には、お客さまは当社所定の様式により当社に対して発電余剰電力買取契約の解除を申請いただけます。あわせて送配電事業者に対し実施する系統連系手続きおよび発電量調整供給の契約解除に伴う書類作成にご協力いただきます。
- (4) (1)~(3)に定める発電余剰電力買取契約の解除は、(1)についてはお客さまによる契約解除の申請があったとき、および(2)[1]~[3]については当該事項が判明したときに、それぞれすみやかに実施できるものとします。(2)[4]については書面にて発電余剰電力買取の契約解除の3か月前までにお知らせします。
- (5) 当社は、送配電事業者との協議結果をもとに、買取終了日を定めます。エネファーム type Sをお使いいただく場合は、当社が発電余剰電力買取 type Sにおいて、契約を解除するために必要な設定を実施し、その費用は無償とします。ただし、(2)[2][3]の場合、別途定める標準的な実費をご負担いただきます。
- (6) 発電余剰電力買取の終了日は、発電余剰電力買取の契約解除日とすることを原則とします。
- (7) 当社は発電余剰電力買取の契約解除日までの買電額を、7.(1)に定める手続きにより、お客さま指定の振込口座へ入金いたします。
- (8) お客さまが(2)[1][2]および11.の定め反した場合、その事由が発生した日以降の買電単価を0円/kWhとして取り扱う場合があります。なお、その事由が発生した日以降の買電額の入金が行われている場合、当該過入金分を当社に対してご返金いただきます。
- (9) お客さまが、9.に定める発電余剰電力買取の停止、または、(1)~(8)に定める契約の解除に係る手続きを実施いただけない場合、当社はお客さまの同意なく、送配電事業者との系統連系手続きおよび発電量調整供給の

解除に係る手続きを行うとともに、お客さまのエネファーム type Sの適当な設定変更等(お客さまの敷地および住宅への立ち入りも含みます。)を実施できるものとします。

11.権利義務の譲渡等の禁止

お客さまは、この発電余剰電力買取により生ずる権利または義務を同居されているご家族もしくは相続人以外の第三者に譲渡し、承継し、またはその権利を担保に供してはならないものとします。

なお、この第三者には、発電余剰電力買取を申し込むにあたってお客さまが当社に申請された住宅をお客さまから譲り受けた方、当該住宅を借り受けた方を含みます。

12.規約の変更

- (1) 当社は、必要がある場合には、本規約(別表1および別表2を含みます。)の内容を任意に変更できるものとします。本規約変更後は、お客さまの契約期間中であっても、変更後の規約に従っていただくものとします。
- (2) 本規約を変更する場合、お客さまに当社Webサイトを通じて掲示する方法、書面により通知する方法、その他当社が適当であると判断する方法によりその内容を通知します。当社Webサイトへ掲示する方法により通知する場合には、当社Webサイトへの掲示をもって通知がお客さまに到達したものとみなします。なお、当社がお客さまに対し書面により通知をする場合は、申込書に記載された住所へ送付するものとし、当該書面の到達に合理的に必要な時間の経過をもってお客さまに到達したものとみなします。
- (3) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、買取単価を変更します。

13.お客さま情報の取扱いおよびお客さまのご協力について

- (1) お客さまの情報は、当社「お客さま情報の取扱いについて」に従い適切に取り扱うとともに、広島ガスグループからのお知らせ、商品やイベントのご案内の送付等に利用させていただく場合があります。
- (2) お客さまの情報は、発電余剰電力買取の運用のために、必要な限りにおいて、送配電事業者および業務委託先に提供させていただく場合があります。
- (3) 当社は、3.(3)または(4)の事実を確認するため、送配電事業者より、お客さまの電気供給契約の情報を取得する場合があります。
- (4) お客さま、送配電事業者から当社が提供を受けた個人情報、エネルギー消費の分析や機器開発等に使用させていただきます。
- (5) お客さまは、当社が発電余剰電力買取に関するアンケートを実施する場合、ご協力いただきます。
- (6) その他、発電余剰電力買取に関する取材や取材内容のカタログ・ホームページ等への掲載、発電余剰電力買取についてのPR等をお客さまにお願いする場合があります。
- (7) 上記に加え、関係法令、官公庁、送配電事業者からの指示に従い、当社はお客さまの情報を当該官公庁、送配電事業者に対して報告できるものとします。
- (8) お客さまには、送配電事業者が定める系統連系技術基準および託送供給約款を遵守していただきます。

14.反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、ま

- た、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (2) お客さまおよび当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らかの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを必要としません。
 - [1] 反社会的勢力に該当すると認められる場合。
 - [2] 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる場合。
 - [3] 相手方が反社会的勢力を利用してると認められる場合。
 - [4] 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合。
 - [5] 相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難される関係を有している場合。
 - [6] 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだ場合。

15.当社の免責事項

- 次に定める事項の場合、当社は一切の責任を負わないこととします。
- (1) 地震等の天災が発生したことにより、または、戦争、暴動等により非常事態が生じたことにより、発電余剰電力買取の継続が困難になった場合。
 - (2) 4.(7)に定める発電余剰電力買取の新規申し込みを休止もしくは中止、または発電余剰電力買取を廃止した場合。
 - (3) エネファーム type Sの故障や経年劣化等、エネファーム type S本体に起因する事由、また電圧上昇抑制機能等の動作によって買電量が減少した場合。
 - (4) 送配電事業者からの検針値の提供が遅延したことにより、買電額の算定ができない場合。
 - (5) お客さまのお申し込み時の誤記、振込先口座の変更等により、買電額の入金ができなかった場合。
 - (6) お客さまが本規約を遵守されないことにより損害等が生じた場合。
 - (7) その他、当社の責めによらない事由により、損害等が生じた場合。

16.その他

- (1) 発電余剰電力買取へのお申し込みの際し、第三者への費用支払いが発生する場合、お客さまにご負担いただくものとします。
- (2) 発電余剰電力買取による光熱費メリットは、お客さまのライフスタイル、使用されている設備機器、ガス料金の変動等により異なるため、当社がこれを保証するものではありません。
- (3) その他、本規約に定めのない事項、または本規約によりがたい事項は、当社のガス供給約款(類似の契約等を含む)に基づき、お客さまと当社との協議により定めます。
- (4) 本規約に関する疑義、その他お問い合わせへの対応は、当社において責任をもって行いますので、本規約に記載の当社連絡先までご連絡ください。
- (5) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき経済産業省及び環境省に報告するCO₂実排出係数及び調整後排出係数の算定において、本契約に基づく電力需給により、発生したCO₂排出量については、当社の排出として扱うものとします。

【別表1】発電余剰電力買取 対象機器一覧表

1.適用

本対象機種一覧表は、当社が実施する発電余剰電力買取の対象機種を定めるものです。

2.対象機種

対象機種のメーカーおよび型番は燃料電池ユニットにて規定します。なお、エネファーム type Sに接続する給湯器または熱源機、リモコン等の組み合わせは、原則として、当社が指定しているものとしますが、その他当社が定める事項がある場合は「別途、定める事項」に記載します。

メーカー	燃料電池発電ユニットの型番	別途、定める事項
アイシン精機 または アイシン(株)	FCC07B1N(J) FCC07B1P(J) FCC07B2N(J) FCC07B2P(J) FCCS07B2PA(J)L FCCS07C1N(H/J) FCCS07C1P(H/J) FCCS07C2(N/P)J	(特になし)

3.変更

対象機種に変更がある場合は、本規約の12.(2)に従い、お客さまに通知させていただきます。

【別表2】発電余剰電力買取 買取単価表

1.適用

本買取単価表は、当社が実施する発電余剰電力買取の買取単価を定めるものです。

2.買取単価

買取単価	12.50 + 単価調整額 (円/kWh)
単価調整額	当社の「個別約款(家庭用ガスコージェネレーションシステム契約)」に定める調整単価料金の算定式「0.082円×原料価格変動額 / 100円×(1 + 消費税率)」にて算定した調整額に0.130を乗じた額。(単価調整額は毎月変動します。)
備考	(1) 消費税を含む額です。なお、この規約においては10パーセントといたします。 (2) 上記で算定される値の小数点第3位以下の端数は切り上げます。 (3) 買取額算定にあたって月毎に定める買取単価の適用基準は、当社の「個別約款(家庭用ガスコージェネレーションシステム契約)」に定めるガス料金算定にあたっての調整単価料金の適用基準に準ずるものとします。

※消費税率とは、消費税法の規定により課される消費税法および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

※本規約の6.(2)で算定される買電額に含まれる消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税法および地方税法の規定により課される地方消費税)は下式により算定します。買電額に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数切り捨て) = 買電額×消費税率 / (1 + 消費税率)

3.変更

買取単価に変更がある場合は、本規約の12.(2)に従い、お客さまに通知させていただきます。